

記入例

第1号様式（第2条関係）

蜜蜂飼育届・飼育変更届

令和〇〇年1月△△日

三重県知事 宛て

1月1日時点の状況を記入してください。
1月1日時点で飼育していない場合は、飼育群数は0と記入してください。

住所 津市広明町13番地
電話番号 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名又は名称及び代表者氏名 三重 太郎

養蜂振興法第1条第1項又は第3項の規定により下記のとおり（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。
記

1 令和〇〇年1月1日現在の蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
津市〇〇町△△番地	10群 (うち 日本蜜蜂 2群)

2 令和〇〇年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
津市〇〇町△△番地 緯度 34.73037 経度 136.50867	10群 (うち日本蜜蜂 2群)	1月1日から 4月30日まで
津市〇〇町△丁目〇〇番地 緯度 34.72836 経度 136.50920	10群 (うち日本蜜蜂 2群)	5月1日から 12月31日まで
緯度・経度は番地等までの正確な住所が不明な場合や飼育蜂場地図で正確な場所が分かりにくい場合に記入してください。 インターネット上の地図の利用や現地における計測等により調べることができます。	飼育計画は、予定している最大群数を記入してください。	飼育期間は、1月1日から12月31日まで全期間について記入してください。
緯度	群 (うち日本蜜蜂 群)	月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- 1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

- 2)個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- 3)個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
- ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

- 備考（1）電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- （2）飼育計画の期間は1月1日から12月31日までについて記入すること。
- （3）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（字、番地並びに必要なに応じて緯度・経度（10進法で記載し、小数点第6位以下切り捨て））を記入すること。
- （4）本届出に記載された内容は、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- （5）蜜蜂の飼育を始める前には周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要な場合があり、その際は、配置調整協議に御協力ください。協議の結果次第では、飼育届のとおり飼育できない場合があります。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

飼育蜂場地図 ※飼育蜂場地図の記載方法については、任意とする（手書き可）
飼育場所 ①

飼育場所付近の見取り図 を記入してください	飼育蜂群数 10群	蜜蜂の種類
		セイヨウ・ニホン
		